

大津市議会 BCP

携帯ハンドブック

必要となる組織体制や
議員の行動基準



つなぐ、つくる、みらいへ

大津市議会

Otsu City Council

議会災害対策会議 構成員

委員長 議長

副委員長 副議長

委員 所属議員3人以上の会派の
代表者

議会局体制

第1次参集者

議会局長

議会局次長

議会総務課長

議事課長

議会総務課長補佐

議事課長補佐

議会総務課総務係長

第2次参集者

議会総務課職員 2人

議事課職員 2人

議員の心構え

災害時においては、実質的かつ主体的に災害対応に当たるのは危機・防災対策課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすものではありません。その範囲で災害に対応することが期待されています。

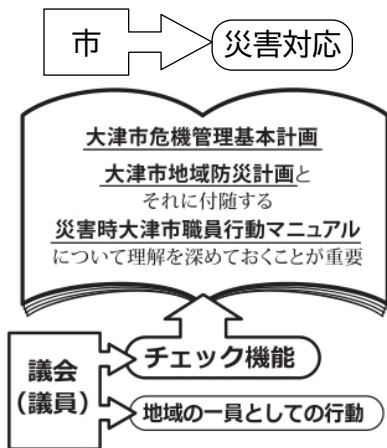
このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう、配慮が必要です。

一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要です。

そのため、平素から大津市危機管理基

本計画、大津市地域防災計画と付随する災害時大津市職員行動マニュアルについて理解を深めておくことが重要です。

災害時においては、その初期を中心に、議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実です。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担います。



平時の備え

タブレット端末

市議会議員に貸与されたタブレット端末を常時携行し、議会局からの連絡に対応できるよう心がけます。タブレット端末が使えない場合も想定し、代替手段として携帯電話を携行し、電子メールによる議会局からの連絡対応にも備えます。



安否確認

いざというときに家族の安否が確認できるよう、日頃からお互いの行動について確認し合うことを習慣化します。



避難連絡

建物においては、まず避難経路や非常口を確認することを習慣化します。

ハンカチ

煙や埃を吸わないように、ハンカチを携

帯することを習慣化します。できればマスクも常備します。また、ポケットティッシュも様々な用途で使用できるため、携帯します。

飲食物

ライフラインや流通が一時的に断たれても、飲食物を携行していれば生命を維持することができます。栄養補助食品型菓子、ペットボトルの飲料などを備えておくことを習慣化します。

照明

懐中電灯は、暗闇を照らすほか、合図を発信することにも使用できるため、小型のものを携行することも有用です。

油性ペン

雨や水にも耐えられる油性ペンを筆箱に入れておくことも重要な視点です。

非常時の心得

地震

低い姿勢
頭部を保護



非常口
避難経路を確認



周囲の状況を把握



火災

■衣服に火がついたとき

ストップ
(止まる)

ドロップ
(倒れる)

ロール
(転がる)

■避難時

煙をさけて **低い姿勢を**
低いところには空気が
残っています。



■煙で視界が悪いとき

低い姿勢を保ち
壁に手を当てて方向を確認しながら移動

水害

ひざ下(50 cm程度)の冠水でも、行動が取りにくくなったり、車の場合はエンジンが停止することもあります。

垂直避難
(高いところに逃げる)

も選択肢です。



想定災害

議会 BCP の対象となる災害

地震

震度5強以上



風水害

台風
暴風
豪雨
洪水
土砂災害など



局地的又は広範囲な災害が発生また、
そのおそれがあるもの

その他

大規模火災などの大規模な事故
原子力災害
新型インフルエンザなどの感染症
大規模なテロなど

大規模な被害が発生し、又はそのおそれがあるもの

基本的行動形態

災害発生

1か月間の行動原則

●初動期(発災直後～3日)

- 議員の安否確認、情報収集
- 議会災害対策会議を設置

議員は、災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の救援活動などに当たる。

●中期(3日～7日)

- 災害情報の収集・掌握・共有

議員は、災害対策会議からの参集指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念

●後期(7日～1か月)

- 議会機能の早期復旧

本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議

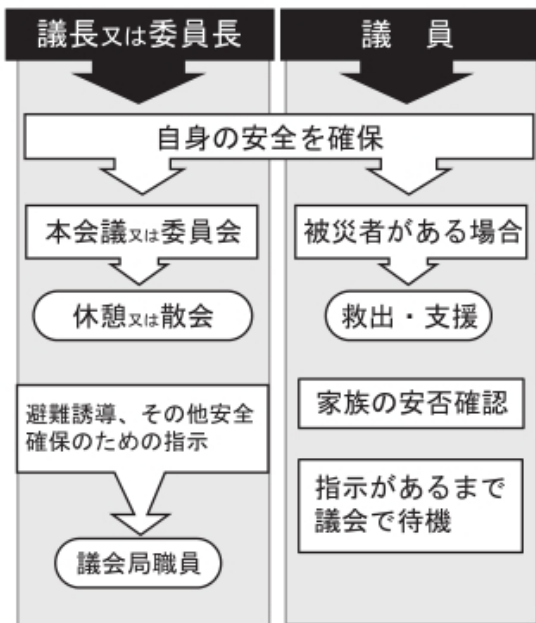
●1か月

- 平常時の議会組織体制へ

復興計画などについて議会として審議

初動行動

会議中
(本会議・委員会)



会議時間外

(夜間、土・日・祝、休会日など)

大津市内に

いる

自身と家族の
安全を確保

いない

自身の安全を確保

家族の安否確認

被災者がある場合 → 救出・支援

議会局へ安否の報告

対策会議の議員

参集

対策会議の任務に
当たる

市内にいない場合
速やかに戻る

その他の議員

連絡が取れる
態勢を確保

自宅待機又は
地域での支援活動や
災害情報の収集

【議員安否確認表】

●議会局へ安否報告

議会局へ安否の報告をする際の報告事項は次のとおりです。

①議員及びその家族の安否の状況

②議員の所在地

③議員の居宅の被害状況

④議員の参集の可否と参集が可能な時期

⑤議員の連絡先(家族などの連絡先)

⑥地域の被災状況

【情報収集連絡表】

●災害情報の収集

災害情報の収集をする際は、次の要素に着目します。

①発生概要

②被害状況

③応急対策の状況

④市民の避難状況

⑤市民のニーズ

※各表記載の事項を基本に、タブレット端末などで撮影した災害現場の写真なども議会局に報告
(タブレット端末・電子メール・FAX)

参集基準

参集方法(手段)

地震・風水害(全域の場合)

公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集

風水害(局地の場合)・その他

災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集

※参集途中、被災者の救命が必要となった場合
当該救命活動を優先

この場合、直ちに議会局に報告

※参集に支障のない可能な範囲で災害情報を
収集

参集場所

本庁が被災

対策会議が指示する
代替施設・場所

本庁が被災していない

議会局
(本館3階)

服装

◆基本の服装◆

防災服 ヘルメット 防災靴

※自身の安全を確保できる服装

※冬季は防寒対策を行うこと。

携行品

携帯電話

タブレット端末

筆記用具

ハンカチ・タオル

3日分の食料

マスク

飲料水

軍手

着替えなど

※サバイバルローラーバッグの活用

.....

.....

.....

.....

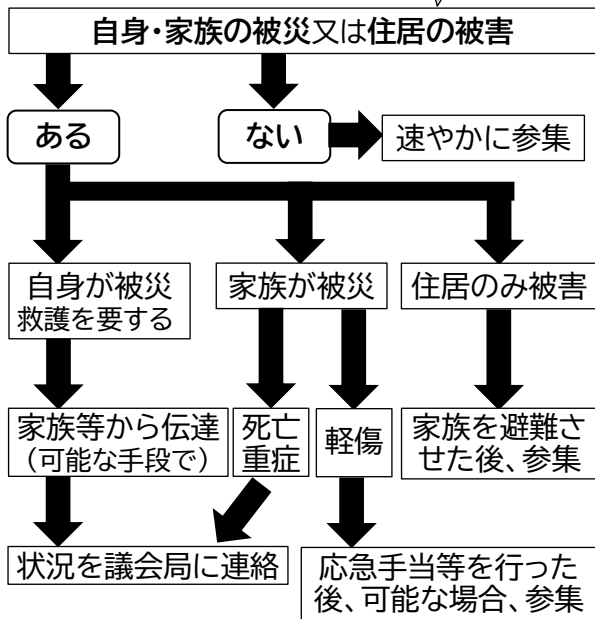
.....

.....

.....

参集の判断基準

災害発生



自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会局の連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め、情報を共有しておくことが必要です。

災害情報の収集

災害情報の収集

災害現場ではタブレットを活用し、災害の写真や動画を撮影します。

保存先は、タブレットの会議(同期)システムの「災害時使用フォルダ」です。

災害情報の発信・共有

災害現場と議会災害対策会議では、オンライン会議システム「Webex Meetings」を活用し、災害情報を発信し、共有します。

※タブレットの使用方法は、災害情報収集マニュアル(サイボウズの「ファイル管理」)を参照

関係連絡先

携帯電話の電話帳が使えなくなった場合に備え、関係連絡先を記録しておきます。

| | | |
|-------------|------|--------------------------|
| 議 会 局 | TEL | 077-528-2640 |
| | FAX | 077-521-0409 |
| | Mail | otsu2002@city.otsu.lg.jp |

| | |
|----------|--------------|
| 危機・防災対策課 | 077-528-2616 |
| 市民病院 | 077-522-4607 |